

新型コロナウイルス関係 10.27②

令和2年10月27日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

診療・検査医療機関等における新型コロナウイルス感染症医療機関等 情報支援システムを用いた受診者数の報告について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

「診療・検査医療機関（仮称）」等における「新型コロナウイルス感染症医療機関等 情報支援システム（G-MIS）」を用いた受診者数等の報告について

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より各都道府県等衛生主管部（局）宛に標記の事務連絡が発出されるとともに、本会宛に周知方依頼がございました。

次のインフルエンザ流行に備えた体制については、都道府県が「診療・検査医療機関（仮称）」（以下「診療・検査医療機関」と呼ぶ）を指定し、「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム」（以下「G-MIS」と呼ぶ）による報告を要請しています。そして、PPE等の医療用物資については、この報告をもとに配布支援を行うこととされています。

本事務連絡は、G-MISの具体的な入力方法として、診療・検査医療機関に対しては、医療機関による直接の報告のほか、郡市区医師会・都道府県医師会等の関係団体（以下「とりまとめ団体」と呼ぶ）による報告が可能とされました。このとりまとめ団体の指定は、地域ごとの判断により行われるものであり、本事務連絡により指定を推奨するものではないことを申し添えます。

とりまとめ団体による報告の際は、団体に対しIDを付与するため、都道府県との調整の上、指定を受けることとなります。その上で、都道府県から厚生労働省に対し、別紙1の様式により報告がなされます。

とりまとめ団体によるG-MISへの入力は、とりまとめる医療機関の合計数、開設時間の

合計、開設時間内における発熱患者数の合計、新型コロナウイルスの検体採取（総人数）等になりますが、都道府県において「診療・検査医療機関」の指定状況や稼働状況を把握するため、とりまとめ団体は別途、1か月単位での医療機関ごとの実績を報告することとなります。

なお、「相談体制を整備した医療機関」における相談件数は、都道府県がG-MISに入力することとなるため、医療機関による報告は不要です。

つきましては、貴会におかれましても、都道府県からの本件に関する協力の要請につき、対応が可能であればご高配を賜りますとともに、貴会管下の都市区医師会への周知方、並びに、G-MISの入力に関して関係医療機関等へのご案内につきよろしくお願い申し上げます。

追って、診療・検査医療機関が入力するG-MISの内容については、より簡易なものとなるようシステムを改修すると聞いております。後日、改めてご案内申し上げます。